

静岡市景観条例等施行規則

平成20年3月31日

静岡市規則第59号

静岡市都市景観条例施行規則（平成15年静岡市規則第217号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び静岡市景観条例（平成20年静岡市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、法、政令、省令及び条例の例による。

（法第16条第1項の規定による届出）

第3条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書（様式第1号）を提出して行うものとする。

2 前項の届出は、別表の左欄に掲げる届出対象行為の種類ごとに、同表の中欄に掲げる手続に係る同表の右欄に掲げる届出日（2以上の手続を行う場合は、最初に到来する届出日）までに行うものとする。

3 省令第1条第2項第3号の参考となるべき事項を記載した図書は、次に掲げるものとする。

（1）景観チェックリスト（様式第2号）

（2）前号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

4 省令第1条第2項第1号ニに規定する彩色が施された2面以上の立面図は、マンセル値（日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値をいう。）を表示したものとする。

（条例第12条第1項第1号の規則で定める工作物）

第4条 条例第12条第1項第1号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

（1）建築物に該当しない門、塀、垣、さくその他これらに類するもの

（2）擁壁その他これに類するもの

（3）高架水槽、冷却塔、サイロその他これらに類するもの

（4）煙突、排気塔その他これらに類するもの

（5）記念塔その他これに類するもの

（6）電波塔その他これに類するもの

（7）屋外タンクその他これに類するもの

- (8) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
- (9) 建築物に該当しない車庫その他これに類するもの
- (10) 自動販売機
- (11) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を妨げるおそれがある工作物として市長が指定するもの

(条例第12条第1項第1号の規則で定める規模)

第5条 条例第12条第1項第1号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる景観計画の区域内において定められた地区ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 景観計画重点地区 次に掲げる行為ごとに、それぞれア又はイに定めるところによる。

ア 法第16条第1項第1号に規定する行為 建築物の増築、改築又は移転にあつては当該建築物の高さ（増築する場合にあつては、増築後の高さ）が5メートル以下、かつ、これらの行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下とし、建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にあつてはこれらの行為による当該建築物の外観の変更に係る部分の見付面積が10平方メートル以下とする。

イ 法第16条第1項第2号に規定する行為 工作物の新設、増築、改築又は移転にあつては当該工作物の高さ（増築する場合にあつては、増築後の高さ）が2メートル以下（前条第3号から第7号までに掲げる工作物の新設、増築、改築又は移転にあつては、5メートル以下）、かつ、長さが10メートル以下（前条第8号に掲げる工作物の新設、増築、改築又は移転にあつては15メートル以下）とし、工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にあつてはこれらの行為による当該工作物の外観の変更に係る部分の見付面積が10平方メートル以下とする。

- (2) 景観計画重点地区以外の地域 次に掲げる行為ごとに、それぞれア又はイに定めるところによる。

ア 法第16条第1項第1号に規定する行為 建築物の高さ（増築する場合にあつては、増築後の高さ）が10メートル以下（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域において行われる行為にあつては、15メートル以下）、かつ、延べ面積（増築する場合にあつては、増築後の延べ面積）が1,000平方メートル以下とし、又は建築物の増築、改築若しくは移転にあつてはこれらの行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下とし、建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更にあつてはこれらの行為による当該建築物の外観の変更に係る部分の見付面積が50平方メートル以

下とする。

イ 法第16条第1項第2号に規定する行為 工作物の高さ（増築する場合にあっては、増築後の高さ）が10メートル以下とし、又は前号イに定める規模以下とする。

（条例第12条第1項第3号の規則で定める行為）

第6条 条例第12条第1項第3号の規則で定める行為は、仮設の建築物の建築等（法第16条第1項第1号に規定する建築等（仮設の期間が1年を超えるものを除く。）をいう。）とする。

（変更の届出）

第7条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、省令第1条第2項に規定する図書（当該変更に係るものに限る。）を添付するものとする。

（行為の完了の届出）

第8条 条例第14条の規定による届出は、景観計画区域内における行為の完了届出書（様式第4号）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

（1）当該届出に係る行為を完了したことを示す写真

（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（法第16条第3項の規定による勧告）

第9条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

（勧告に従わない旨の公表）

第10条 条例第16条第1項の規定による公表は、勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては代表者の氏名並びに勧告の概要その他必要な事項を公告することにより行うほか、広く市民に周知させる方法により行うものとする。

2 市長は、条例第16条第1項の規定による公表を行ったときは、当該公表に係る者に対し、景観法第16条第3項の規定による勧告に係る経過及び事実の公表通知書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

3 条例第16条第2項の規定による意見陳述のための手続は、静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成15年静岡市規則第7号）第3章の規定の例による。

（国の機関又は地方公共団体が行う行為に係る通知）

第11条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書（様式第7号）により行うものとする。

2 第3条第2項から第4項までの規定は、法第16条第5項後段の規定による通知について準

用する。

(法第17条第1項前段の規定による命令)

第12条 法第17条第1項前段の規定による命令は、変更命令書(様式第8号)により行うものとする。

(期間の延長等の通知)

第13条 法第17条第4項後段の規定による通知は、期間延長通知書(様式第9号)により行うものとする。

(原状回復等の命令)

第14条 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書(様式第10号)により行うものとする。

(身分証明書)

第15条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第11号)によるものとする。

(行為の着手の制限に係る期間の短縮)

第16条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項本文に規定する期間を短縮するとき、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、行為の着手を制限する期間の短縮通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(景観重要建造物の指定の告示)

第17条 条例第18条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 景観重要建造物の名称及び所在地
- (2) 指定番号及び指定年月日

(景観重要建造物の指定の通知)

第18条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書(様式第13号)により行うものとする。

2 前項の通知は、省令第8条第1項第6号に掲げる事項を示す縮尺2,500分の1以上の図面を添付して行うものとする。

(景観重要建造物を表示する標識に記載する事項)

第19条 法第21条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物の文字
- (2) 景観重要建造物の名称及び所在地

(3) 指定番号及び指定年月日

(景観重要建造物の現状変更の許可の申請等)

第20条 法第22条第1項本文の許可の申請は、景観重要建造物の現状を変更しようとする日の60日前までに、景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第14号)を提出して行うものとする。

2 市長は、法第22条第1項本文の許可をしたときは景観重要建造物現状変更通知許可書(様式第15号)により、許可をしないときは景観重要建造物現状変更不許可通知書(様式第16号)により通知するものとする。

(景観重要建造物の原状回復等の命令)

第21条 法第23条第1項の規定による命令は、景観重要建造物原状回復等命令書(様式第17号)により行うものとする。

(身分証明書)

第22条 法第23条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第11号)によるものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第23条 条例第20条第3号に規定する規則で定める景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要建造物が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要建造物の滅失又はき損を防ぐ措置を講じること。

(2) 景観重要建造物をき損するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。

(景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告)

第24条 法第26条の規定による命令は、景観重要建造物の管理に関する命令書(様式第18号)により行うものとする。

2 法第26条の規定による勧告は、景観重要建造物の管理に関する勧告書(様式第19号)により行うものとする。

(勧告に従わない旨の公表)

第25条 第10条第1項及び第3項の規定は、条例第22条第1項の規定による公表について準用する。

2 市長は、条例第22条第1項の規定による公表を行ったときは、当該公表に係る者に対し、景観法第26条の規定による勧告に係る経過及び事実の公表通知書(様式第6号)によりその

旨を通知するものとする。

(景観重要建造物の指定の解除の通知)

第26条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書(様式第20号)により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の告示)

第27条 条例第23条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 景観重要樹木の名称及び所在地
- (2) 指定番号及び指定年月日

(景観重要樹木の指定の通知)

第28条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書(様式第21号)により行うものとする。

(景観重要樹木を表示する標識に記載する事項)

第29条 法第30条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要樹木の文字
- (2) 景観重要樹木の名称及び所在地
- (3) 指定番号及び指定年月日

(景観重要樹木の現状変更の許可の申請等)

第30条 法第31条第1項本文の許可の申請は、景観重要樹木の現状を変更しようとする日の60日前までに、景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第22号)を提出して行うものとする。

2 市長は、法第31条第1項本文の許可をしたときは景観重要樹木現状変更許可通知書(様式第23号)により、許可をしないときは景観重要樹木現状変更不許可通知書(様式第24号)により通知するものとする。

(景観重要樹木の原状回復等の命令)

第31条 法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定による命令は、景観重要樹木原状回復等命令書(様式第25号)により行うものとする。

(身分証明書)

第32条 法第32条第1項において準用する法第23条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第11号)によるものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第33条 条例第25条第3号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失又はき損を防ぐ措置を講じること。

(2) 景観重要樹木をき損するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。

(景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告)

第34条 法第34条の規定による命令は、景観重要樹木の管理に関する命令書（様式第26号）により行うものとする。

2 法第34条の規定による勧告は、景観重要樹木の管理に関する勧告書（様式第27号）により行うものとする。

(勧告に従わない旨の公表)

第35条 第10条第1項及び第3項の規定は、条例第27条第1項の規定による公表について準用する。

2 市長は、条例第27条第1項の規定による公表を行ったときは、当該公表に係る者に対し、景観法第34条の規定による勧告に係る経過及び事実の公表通知書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

(景観重要樹木の指定の解除の通知)

第36条 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書（様式第28号）により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出)

第37条 法第43条による規定による届出は、景観重要建造物又は景観重要樹木所有者変更届出書（様式第29号）により行うものとする。

(地域景観資源の指定の告示)

第38条 条例第28条第4項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 地域景観資源の名称及び所在地

(2) 指定番号及び指定年月日

(地域景観資源の指定の通知)

第39条 条例第28条第4項の規定による通知は、地域景観資源指定通知書（様式第30号）により行うものとする。

2 前項の通知（条例第28条第1項第1号又は第3号に係るものに限る。）は、当該地域景観資源と一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件の範囲を示す縮尺2,500分の1以上の図面を添付して行うものとする。

(地域景観資源を表示する標識に記載する事項)

第40条 条例第28条第5項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 地域景観資源の文字
- (2) 地域景観資源の名称及び所在地
- (3) 指定番号及び指定年月日

(地域景観資源の現状変更等の届出)

第41条 条例第29条の規定による届出は、地域景観資源の現状の変更等の行為をしようとする日の60日前までに、地域景観資源現状変更等届出書(様式第31号)により行うものとする。

2 前項の届出書には、付近見取図その他の市長が必要と認める図書を添付するものとする。

(地域景観資源の指定の解除の通知)

第42条 条例第31条第3項において準用する条例第28条第4項の規定による通知は、地域景観資源指定解除通知書(様式第32号)により行うものとする。

(重点地区景観形成協議会の認定の申請)

第43条 条例第32条第1項の規定による重点地区景観形成協議会の認定を受けようとする団体の代表者は、重点地区景観形成協議会認定申請書(様式第33号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 規約
- (2) 活動地域を示す図面
- (3) 会員及び役員の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)を記載した名簿

(条例第32条第2項第2号の規則で定める工作物)

第44条 条例第32条第2項第2号規則で定める工作物は、第4条第1項各号に掲げる工作物とする。

(重点地区景観形成協議会の規約の規定事項)

第45条 条例第32条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 事務所の所在地
- (4) 活動地域
- (5) 活動の内容

- (6) 会員に関する事項
- (7) 役員の定数、任期及び職務に関する事項
- (8) 会議に関する事項
- (9) 会費及び会計に関する事項

(重点地区景観形成協議会の認定等の通知)

第46条 市長は、条例第32条第1項の規定により重点地区景観形成協議会の認定をしたときは重点地区景観形成協議会認定通知書(様式第34号)により、当該認定をしないときは重点地区景観形成協議会不認定通知書(様式第35号)により、当該団体の代表者に通知するものとする。

(重点地区景観形成協議会の認定取消しの通知)

第47条 市長は、条例第32条第3項の規定により重点地区景観形成協議会の認定を取り消したときは、重点地区景観形成協議会認定取消通知書(様式第36号)により当該重点地区景観形成協議会の代表者に通知するものとする。

(景観まちづくり協議会の認定の申請)

第48条 条例第33条第1項の規定による景観まちづくり協議会の認定を受けようとする団体の代表者は、景観まちづくり協議会認定申請書(様式第37号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 規約
- (2) 活動地域を示す図面
- (3) 会員及び役員の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)を記載した名簿

(景観まちづくり協議会の規約の規定事項)

第49条 条例第33条第2項第3号の規則で定める事項は、第45条各号に掲げる事項とする。

(景観まちづくり協議会の認定等の通知)

第50条 市長は、条例第33条第1項の規定により景観まちづくり協議会の認定をしたときは景観まちづくり協議会認定通知書(様式第38号)により、当該認定をしないときは景観まちづくり協議会不認定通知書(様式第39号)により、当該団体の代表者に通知するものとする。

(景観まちづくり協議会の認定取消しの通知)

第51条 市長は、条例第33条第3項の規定により景観まちづくり協議会の認定を取り消したときは、景観まちづくり協議会認定取消通知書(様式第40号)により当該景観まちづくり協議会の代表者に通知するものとする。

(美しいまち静岡を推進する市民の会の認定の申請)

第52条 条例第34条第1項の規定による美しいまち静岡を推進する市民の会の認定を受けようとする団体の代表者は、美しいまち静岡を推進する市民の会認定申請書(様式第41号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 規約

(2) 会員及び役員の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)を記載した名簿

(美しいまち静岡を推進する市民の会の規約の規定事項)

第53条 条例第34条第2項第3号の規則で定める事項は、第45条各号(同条第4号を除く。)に掲げる事項とする。

(美しいまち静岡を推進する市民の会の認定等の通知)

第54条 市長は、条例第34条第1項の規定により市民の会の認定をしたときは美しいまち静岡を推進する市民の会認定通知書(様式第42号)により、当該認定をしないときは美しいまち静岡を推進する市民の会不認定通知書(様式第43号)により、当該団体の代表者に通知するものとする。

(美しいまち静岡を推進する市民の会の認定取消しの通知)

第55条 市長は、条例第34条第3項の規定により市民の会の認定を取り消したときは、美しいまち静岡を推進する市民の会認定取消通知書(様式第44号)により当該美しいまち静岡を推進する市民の会の代表者に通知するものとする。

(審議会の委員)

第56条 条例第38条の規定により置く静岡市景観審議会(以下「審議会」という。)に会長を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会の会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第57条 審議会の会議は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者、参考人等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議会の専門部会)

第58条 審議会の審議事項について調査研究するため、審議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会には、会長が指名する部会長を置く。
- 3 部会長は、会務を総理し、専門部会の会議の議長となる。
- 4 部会員は、市職員又は関係行政機関の職員で専門部会の取り扱う分野に関し学識経験を有する者のうちから部会長が指名する。

(審議会の庶務)

第59条 審議会の庶務は、都市局都市計画部都市計画課において処理する。

(雑則)

第60条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

届出対象行為の種類	手 続		届出日
法第16条第1項第1号 の建築物の新築、増築、 改築若しくは移転、外観 を変更することとなる 修繕若しくは模様替又 は色彩の変更	建築基準法（昭和 25年法律第201号）	第6条第1項又は第6 条の2第1項の規定に よる建築確認申請	申請の日前30日
		第18条第2項の規定に よる計画通知	通知の日前30日
		第43条第1項ただし書 その他の規定による特 定行政庁の許可の申請	申請の日前30日
		第44条第1項第3号そ の他の規定による特定 行政庁の認定の申請	申請の日前30日
		第58条の規定による都 市計画で定めた基準の 許可の申請	申請の日前30日
	行為の着手		着手する日前30日
法第16条第1項第2号 の工作物の新設、増築、 改築若しくは移転、外観 を変更することとなる 修繕若しくは模様替又 は色彩の変更	建築基準法	第88条第1項又は第2 項において準用する同 法第6条第1項又は第 6条の2第1項の規定 による工作物確認申請	申請の日前30日
	都市計画法	第29条その他の規定に よる開発行為の許可の 申請（都市計画法第4条 第11項の特定工作物に 係るものに限る。）	申請の日
	行為の着手		着手する日前30日